

広報広聴課長様

社会教育課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県社会教育委員会議		
事務局（担当課）	教育委員会事務局 社会教育課 教育推進係 (担当) 武内 (内線) 4899		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県社会教育委員設置条例		
設置年月日	昭和24年 10月 21日		
審議、意見聴取等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県生涯学習推進計画（第六次）の策定について ・令和7年度生涯学習関係事業について ・令和7年度社会教育関係事業について ・令和8年度社会教育関係団体への補助金について 		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和8年 1月 7日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
公開・非公開に 係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 (名称)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
令和8年度社会教育関係団体への補助金について	令和8年度社会教育関係団体への補助金については、補助金の金額や交付先の決定等の不確定な議題について協議するものであり、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		(1)-5
摘要	新たな決定		
	報告日	8年1月13日	

- 注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）
- 2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
- 3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
- また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。